

新入学生(中学 1 年生、高校 1 年生)の保護者のみなさま

2023 年 1 月吉日
公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン

「子ども給付金 ～新入学サポート 2023～」のお知らせ ～新入学に関わる費用の一部を給付します～

子ども支援専門の国際 NGO セーブ・ザ・チルドレンは、子どもたちが安心して学校生活を送ることができるように、経済的にお困りのご家庭を対象に、今春、中学校・高校に入学する際に関わる費用の一部をお届けいたします。ぜひお申し込みください。

募集要項

募集の概要

【給付内容】

対象の子ども一人につき、卒業や新入学に関わる費用の一部(新中学 1 年生:3 万円、新高校 1 年生:5 万円)を給付いたします。

※返還の必要はありません。

※該当する学年であれば兄弟姉妹についてもお申し込みいただけます。ただし、対象条件に当てはまっても、別々に審査するため、兄弟姉妹そろっての受給ができない場合があります。あらかじめご了承ください。

【申請期間】

2023 年 1 月 18 日(水)12:00 ～ 2023 年 2 月 8 日(水) 23:59

※申請期間を過ぎた場合は、どのような理由があっても受け付けることはできませんのでご了承ください。

※郵送での申請の場合は、2 月 6 日(月)必着です。消印有効ではありません。

【給付金を利用できる人(対象条件)】 ※生活保護受給者は対象外です。

- 申請時に、2023 年 4 月に日本国内の中学校や高校などに進学予定の新中学 1 年生(定員:250 人)または新高校 1 年生(定員:500 人)であること
- 申請時に、日本国内に居住し、次の対象条件 A～C をすべて満たしていること
 - A. 所得条件を満たす世帯
 - B. 現在の生活の状況がセーブ・ザ・チルドレンが設定する条件に当てはまること
 - C. 卒業・入学に関わる費用を用意することが難しい

※対象条件 A～C について詳しくは次ページ【対象条件 A～C について】をご覧ください。

※保護者ご本人による申請が難しい場合は、自治体、支援団体、学校による代理申請も可能です。その場合も申請フォームよりお申し込みください。ご不明点・ご質問などがある場合は、個別にお問い合わせください。

※該当者多数の場合は審査にて対象者を決定します。

※新高校1年生に関しては、初めて高校に入学する18歳未満の方(2005年4月2日以降に生まれた方)が対象です。

※学校は、国公立(県立・市立など)および私立、特別支援学校、フリースクール、通信制・定時制高等学校、中等教育学校、高等専門学校などの学校(一条校:学校教育法第一条に該当する学校をさす)に加え、一条校以外の各種学校、外国人学校も含まれます。

対象条件 A～C について

A. 所得条件(下記の①～③のいずれかの条件を満たす世帯)

①2022年度(令和4年度)非課税世帯または児童扶養手当全部支給世帯

世帯の保護者(ひとり親の場合は1人、ふたり親の場合は2人の合計)の2021年の年間所得がセーブ・ザ・チルドレンが設定した(ア)【新入学サポート2023 所得目安額】以内であること

※世帯が児童扶養手当全部支給かどうかは「よくあるお問い合わせQ & A (<https://bit.ly/3V1agHT>)」をご確認ください。

②2022年に家計が急変し、2022年の所得が(ア)【新入学サポート2023 所得目安額】以内の世帯

世帯の保護者(ひとり親の場合は1人、ふたり親の場合は2人の合計)の2022年の年間所得がセーブ・ザ・チルドレンが設定した(ア)【新入学サポート2023 所得目安額】以内であること

③障害年金または遺族年金を受給していて、2021年の所得が(イ)【障害・遺族年金受給者用新入学サポート2023 所得目安額】以内の世帯

世帯の保護者が障害年金または遺族年金を受給しており、保護者(ひとり親の場合は1人、ふたり親の場合は2人の合計)の2021年の年間所得(年金額を含む)がセーブ・ザ・チルドレンが設定した(イ)【障害・遺族年金受給者用新入学サポート2023 所得目安額】以内であること

(ア)【新入学サポート2023 所得目安額】

※子どもの人数と世帯状況に合わせてご確認ください

(単位:円)

子どもの人数	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人	9人
ひとり親	1,350,000	1,470,000	1,820,000	2,170,000	2,520,000	2,870,000	3,220,000	3,570,000	3,920,000
ふたり親	1,470,000	1,820,000	2,170,000	2,520,000	2,870,000	3,220,000	3,570,000	3,920,000	4,290,000

(イ)【障害・遺族年金受給者用新入学サポート2023 所得目安額】

※子どもの人数と世帯状況に合わせてご確認ください

(単位:円)

子どもの人数	1人	2人	3人	4人	5人	6人	7人	8人
ひとり親	1,866,840	2,108,880	2,532,080	2,955,280	3,378,480	3,801,680	4,224,880	4,648,080
ふたり親	1,986,840	2,458,880	2,882,080	3,305,280	3,728,480	4,151,680	4,574,880	4,998,080

※保護者が障害年金と遺族年金以外の公的年金を受給している場合は(ア)の所得目安額をご参照ください。

※失業給付、傷病手当がある場合はそちらも含めた金額が上記の目安額以内か確認してください。

※保護者の所得が上記所得基準を超えている場合で、扶養している同居家族に18歳以上の方がいる場合は「よくあるお問い合わせ Q&A(<https://bit.ly/3V1agHT>)」をご参照ください。

※ここでいう非課税世帯とは、住民税所得割が非課税である世帯を指します。

※世帯の数は保護者（子どもの養育者であり、父母または父母の代わりに養育している祖父母、おじ、おばなど）と扶養している子どもの数の合計です。

※年間所得は、2022年度(令和4年度)課税証明書記載の所得項目の金額です。就労収入や不労収入（不動産収入、株式投資など）なども含みます。

※世帯の年間所得が上記の目安内であっても世帯収入と所得の差が大きい場合は内部にて対象外と判断する場合があります。

B. 現在の生活の状況(下記の1～5のいずれかに当てはまること)の条件

1. 対象となる子ども、保護者や同居家族に疾病または障害があり、日常生活を送る上で困難があつて支援が必要な状態にあるか、または介護を必要とする。

2. 対象となる子どもが、本来大人が担うべき役割・責任を抱え、疾病・障害のある保護者や兄弟姉妹・祖父母など同居家族のケアを日常的に行っている。

※「ケア」には家事や家族の世話、介護、感情面のサポートを含みます

3. 対象となる子ども・保護者(ふたり親の場合は両親)の両方、またはどちらかが日本語を母語とせず、日常生活を送る上で日本語によるコミュニケーションが困難な状況(日常会話が困難など)で支援を受けている。

※支援者(支援団体、学校、行政など)の推薦が必要となります。

※推薦がない場合は「5.上記に当てはまらない」でご応募ください。

4. 対象となる子ども・保護者の在留資格が不安定であり(仮放免、無国籍など)公的支援が利用できない。

5. 上記1～4に当てはまらない

※上記1～4の条件に当てはまらない場合で、例えば、上記「3」に当てはまるが支援者の推薦がない、幼い弟妹のケアを日常的に行っているために学校の遅刻や欠席が多い、あるいは成績が落ちてしまうなど学業に支障が出ている、家庭内暴力や虐待により避難しているといった生活上配慮が必要な状況にある場合は、「5」としてご申請ください。対象に当てはまるかどうかについては、「よくあるお問い合わせ Q&A(<https://bit.ly/3V1agHT>)」をご確認ください。ただし、「5」で申請いただいた場合、内容によっては対象条件外となる場合があります。当会内部の審査にて判断いたしますのでご了承ください。

C. 新入学に関わる費用の負担についての条件

対象となる子どもの卒業・入学に関わる費用を用意することが難しいこと

※具体的にどのような費用を用意することが難しいのかを申請フォームでお知らせください。

申請のながれ

ステップ 1 申請者は募集要項を読み対象条件に合っているか確認する(対象条件フローチャート)

ステップ 2 必要な書類を準備する(提出書類確認表)

世帯構成を確認するための書類

- 世帯全員分の住民票【必須】(2023 年 1 月 5 日以降に取得したもの)
- 児童扶養手当証書【ある方は必須】(2023 年 1 月現在有効なもの)

所得を確認するための書類

①2022 年度(令和 4 年度)住民税非課税世帯または児童扶養手当全部支給世帯

- 2022 年度(令和 4 年度)課税証明書(内訳表示、全事項証明のもの)
※年間収入・所得金額・所得控除額・扶養控除などの内訳が表示されているもの(全事項証明)に限ります。
※全事項が表示されていないものを提出いただいた場合は、再提出を依頼します。市役所・区役所などで「内訳表示、全事項証明」されたものを取得してお申し込みください。

②2022 年に家計が急変し、2022 年の所得が(ア)【新入学サポート 2023 所得目安額】以内の世帯

- 2022 年度(令和 4 年度)課税証明書(内訳表示、全事項証明のもの)
※年間収入・所得金額・所得控除額・扶養控除などの内訳が表示されているもの(全事項証明)に限ります。
※全事項が表示されていないものを提出いただいた場合は、再提出を依頼します。市役所・区役所などで「内訳表示、全事項証明」されたものを取得してお申し込みください。
- 2022 年源泉徴収票など(2021 年の年間所得合計額が証明できるもの)
※2022 年の勤務先が複数の場合は、そのすべての源泉徴収票を提出してください。
※源泉徴収票がない場合は 2022 年の 12 ヶ月分の給与明細をご提出ください。
※個人事業主の場合は家計急変の発生事由の家計急変申告書(PDF/Word)および収支計算書(PDF/Word)を作成し、併せて帳簿等の収支が分かる書類をご提出ください。

③障害年金または遺族年金を受給していて、2021 年の所得が(イ)【障害・遺族年金受給者用新入学サポート 2023 所得目安額】以内の世帯

- 最新の障害・遺族年金改定通知書
- 2022 年度(令和 4 年度)課税(非課税)証明書
※年間収入・所得金額・所得控除額・扶養控除などの内訳が表示されているもの(全事項証明)に限ります。
※全事項が表示されていないものを提出いただいた場合は、再提出を依頼します。市役所・区役所などで「内訳表示、全事項証明」されたものを取得してお申し込みください。
※収入および所得が記載されていること。
※2022 年に家計が急変した方は、2022 年の源泉徴収票をご提出ください。

※失業給付の利用があった場合は雇用保険受給資格者証を、傷病手当の利用があった場合は傷病手当金支給決定通知書または労災保険の休業補償支給決定通知書(年内に切り替わった場合は両方とも)をご提出ください。

ステップ 3 オンライン申請フォームより必要事項を入力し、必要書類のデータを添付して送信

【申請フォーム】 <https://bit.ly/3BdZoPC>

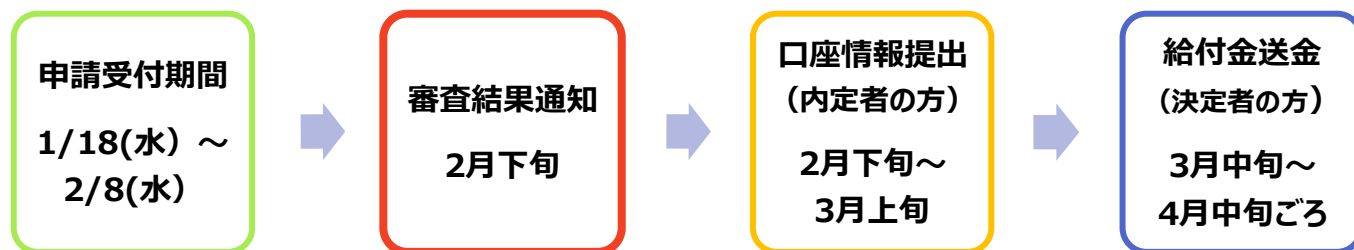


※1 月 18 日(水)12:00 よりフォーム受付開始となります。

※兄弟姉妹で 2 人以上お申し込みをされる場合は、人数分の申請フォームの入力、送信が必要となります。(申請期間後の受付はいたしませんのでご注意ください。)

※オンラインでのお申し込みが難しい場合は、郵送でのお申し込みも可能です。個別にお問い合わせください。

申請受付から給付決定後までのながれ



* 予定のため変動する可能性があります。

- ① 申請受付後、セーブ・ザ・チルドレンにて提出いただいた必要書類と申請内容に基づき審査を行います。申請者多数の場合は、内部での審査によって対象者を決定いたします。申請者全員に結果通知をメール・郵送いたします。
※審査の内容については、一切お答えすることができません。
- ② 給付が決定した方は、口座情報フォームより振込口座情報を提出していただきます。
- ③ 口座情報データの提出後、内容に不備がない場合は2週間程度で指定口座に入金します。
※給付時期は3月中旬から4月中旬を予定しています。振込口座情報に不備がある場合、入金が遅れる可能性があります。

※^{しんせい}申請は^{きほんてき}基本的にオンラインです。^{ほうほう}方法についてわからないことやオンラインでの^{しんせい}申請がむずかしい場合は、メールもしくは^{でんわ}電話にて^{れんらく}ご連絡ください。

留意・注意事項

◆ 本給付金について

本給付金「子ども給付金～新入学サポート 2023～」は、セーブ・ザ・チルドレンの日本国内における子どもの貧困問題解決事業の一環として行います。子どもたちが経済的な不安なく安心して新入学の時期を過ごせるように新入学・卒業の時期にかかる就学費用の一部をサポートするものです。また、本サポートを通じて把握できたことを社会啓発・政策提言・広報活動などに活用し、すべての子どもたちのまなびの環境や生活をより良くする施策の実現を目指します。

◆ 申請内容の確認について

申請内容の確認のため、電話やメールを差し上げることがあります。そのため、電話番号・メールアドレスは必ず連絡の取れるものを記載いただき、お電話可能な時間帯の目安をご記入ください。

申請内容に虚偽があった場合は、給付金を返還していただく場合があります。内容を重ねてご確認のうえ、申請をお願いいたします。

◆ 申請者について

何らかの事情で子ども本人や保護者が申し込むことが難しい場合は、ご遠慮なくご相談ください。支援者の方など、代理での申し込みも可能です。

◆ 所得の条件について

保護者について、父母、祖父母、おじ・おば以外の方が養育している場合は個別にお問い合わせください。

◆ 審査について

申請者多数で条件に当てはまる方が定員を超過している場合は、セーブ・ザ・チルドレンにて審査を行います。定員に満たない場合でも、対象条件に当てはまっていない場合は給付することができません。なお、審査の詳細については一切お答えできかねますのであらかじめご了承ください。

◆ 申請時に入力された情報の利用について

申請フォームに記載された内容は、個人が特定されない形で、統計的分析やセーブ・ザ・チルドレンの活動報告、社会啓発・政策提言・広報活動などに使用させていただくことがあります。

申請いただいた方には、セーブ・ザ・チルドレンのアンケートやインタビューなどへのご協力をお願いする場合があります。その際には改めてご協力の可否についてご確認させていただきますが、あらかじめご了承ください。

◆ 個人情報の保護について

申請時に取得した個人情報は、本サポートおよび申請者への情報提供、アンケート調査実施などのために利用し、当会が責任を持って管理・保管します。申請者の承諾なく第三者に個人情報を提供することはありません。なお、申請情報の集計に関して、当会が業務委託契約を結んだ専門家や企業に、個人情報を除いた内容の取り扱いを委託する場合がありますが、この場合にも、皆様の個人情報は当会の個人情報保護原則のもとで保護されます。また、申請情報や集計結果を活動報告・社会啓発・政策提言・広報活動に使用することがありますが、個人が特定される形で公表されることは一切ありません。

当会のプライバシーポリシーはこちらをご覧ください。 <http://www.savechildren.or.jp/privacy-policy/>

【申請に関する問い合わせ先】

公益社団法人セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン 国内事業部 新入学サポート 2023 担当

問い合わせフォーム: <https://bit.ly/3Y0E5eh>

E-mail: japan.kodomosupport@savethechildren.org

〒101-0047 東京都千代田区内神田 2-8-4 山田ビル 4 階

TEL: 03-6859-0398 (平日 8 時半～18 時半) FAX: 03-6859-0069

※なるべく問い合わせフォームまたはメールでのお問い合わせにご協力ください。日本語、英語以外の言語でのお問い合わせは、時間を要することがあります。



セーブ・ザ・チルドレンについて

セーブ・ザ・チルドレンは、日本を含む世界約 120 ヶ国で子ども支援活動を行う、民間・非営利の国際組織です。子どもの権利が実現された世界を目指し、100 年にわたり活動しています。国内事業は東日本大震災発生以降、岩手・宮城・福島県で、復興支援活動を実施。2016 年より東北沿岸部を中心に就学に関わる費用の負担軽減を目指して子ども給付金を提供、5 年間に合計 8,200 人を超える子どもたちの新入学や進級、高校生活の継続を支えてきました。2022 年より新入学に関わる就学費用の給付金の対象を全国に広げ実施しています。